

6 都計第 346 号
令和 7 年 3 月 25 日

関係団体各位

愛媛県土木部道路都市局都市計画課長

「都市計画法に基づく開発許可制度の手引き」の改訂について（通知）

平素より本県の開発許可制度に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、開発許可を申請する方等のため本県が公開している「都市計画法に基づく開発許可制度の手引き」について、令和 7 年 4 月 1 日から別添一覧表のとおり改訂することとしましたので、お知らせします。

このことについて、貴管下会員等の関係する方々へも周知いただきますよう、お願い申し上げます。

（参考）主な改訂内容

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日から、許可申請等手数料額を一部変更します。
- ・ 令和 7 年 5 月 23 日から、盛土規制法に基づく規制が開始されることから、申請に必要な様式を追加します。
- ・ 令和 7 年 10 月 1 日から、松前町が開発許可権者となります。

手引きについては、県ホームページ（下記 URL 参照）に掲載していますので、御参照ください。

◆ 「都市計画法に基づく開発許可制度の手引き」

<https://www.pref.ehime.jp/page/5744.html>

（参考）令和 7 年 5 月 23 日から、盛土規制法に基づく規制が開始されることから、「盛土規制法に基づく届出・許可申請の手引き（R73）」も策定し、県ホームページに掲載しています。御参照ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/5807.html>

愛媛県土木部 道路都市局 都市計画課 宅地開発・盛土指導 G （担当）立川・宮崎・吉丸 TEL (089)912-2742 FAX (089)912-2734
